

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	繰越税額控除の計算に関する明細					
事業年度	法人名	繰越税額控除の計算に関する明細					
		前期繰越要件に係る試験研究費の額の計算	当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度			
			①	②			
		試験研究費の額	17	円	円		
		当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数	18				
		改定試験研究費の額 (17) × (18)	19		円		
		翌期繰越中小企業者等	繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (20) - (21)	
			事業年度又は連結事業年度	20	21	22	
			平 . . .	円	円		
			平 . . .			外 円	
			計				
			当期分	(2)	(5)	外	
			合計				
			平成21年度分繰越中小企業者等	繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23) - (24)
				事業年度又は連結事業年度	23	24	25
				平 . . .	円	円	外 円
平 . . .				外			
計							
当期分	(2)	(5)		外			
合計							
平成22年度分繰越中小企業者等	繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額 (26) - (27)		
	事業年度又は連結事業年度	26		27	28		
	平 . . .	円		円	外 円		
	平 . . .			外			
	計						
	当期分	(2)	(5)	外			
	合計						

別表六七 平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。
 2 当期の試験研究費の額（「17の①」欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「19の②」欄）以下の場合には、前期繰越分（「12」欄）を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください。（この場合、「13」欄には「0円」と記載します。）

試験研究費の額	1		円
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2		
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	3		
当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4		
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5		
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「10の②」)	6		
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7		
差引当期税額基準額残額 (4)又は $(3) \times \frac{30}{100}$ - (5)	8		
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計	9		
平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計	10		
平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計	11		
計 (9) + (10) + (11)	12		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (17の①) ≤ (19の②)の場合は0	13		
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「9の②」)	14		
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15		
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16		

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第6項若しくは第7項（中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第42条の4の2第5項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の4第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
 なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「当期税額基準額
 (3) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 」 4 は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度にあっては「20又は」を消し、その他の事業年度にあっては「又は30」を消します。
- 4 「差引当期税額基準額残額
 (4) 又は $\left[(3) \times \frac{30}{100} \right] - (5)$ 」 8 は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において平成25年旧措置法第42条の4の2第8項第3号に規定する平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は同項第4号に規定する平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有する場合には「(4) 又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[(3) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。
- 5 「試験研究費の額17」の各欄の記載に当たっては、試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額を記載します。
- 6 「翌期繰越額22」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第23条第2項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 7 「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄は、当期が平成25年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。ただし、「平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額25」の各欄並びに「平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額28」の各欄については、記載しません。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人	大規模法人等の保有する細	1	g	
大規模法人の株式数等	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c	の保有する細		h	
大規模法人の保有割合	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	の保有する細		i	
大規模法人の株式数等	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e	の保有する細		j	
大規模法人の保有割合	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	の保有する細	計	(g)+(h)+(i)+(j)	k
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。						
1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。						
2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。						